

姫路市上下水道局告示第 32 号

令和 8 年 6 月 12 日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

姫路市下水道排水設備工事施工業者の指定の取消しについて

下記の姫路市下水道排水設備工事施工業者を取り消したので、姫路市下水道排水設備工事施工業者指定規程（令和 4 年姫路市上下水道局管理規程第 17 号）第 22 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

記

指定を取り消した者の名称等及び取消年月日

氏名又は名称	熊田設備工業
事業所の所在地	姫路市的形町福泊 3 5 5
指定番号	第 1 6 7 号
届出年月日	令和 8 年（2026 年）6 月 1 日
取消年月日	令和 8 年（2026 年）6 月 1 日

姫路市上下水道局告示第 33 号

令和 8 年 6 月 12 日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定に基づき、下記の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年姫路市水管規程第 8 号）第 5 条第 2 号の規定により告示する。

記

事業を廃止する者の名称等及び廃止年月日

氏名又は名称	熊田設備工業
事業所の所在地	姫路市的形町福泊 355
指定番号	第 209 号
届出年月日	令和 8 年（2026 年）6 月 1 日
廃止年月日	令和 8 年（2026 年）5 月 31 日

姫路市上下水道局告示第 34 号

令和 8 年 6 月 12 日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

姫路市下水道排水設備工事施工業者の指定の取消しについて

下記の姫路市下水道排水設備工事施工業者を取り消したので、姫路市下水道排水設備工事施工業者指定規程（令和 4 年姫路市上下水道局管理規程第 17 号）第 22 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

記

指定を取り消した者の名称等及び取消年月日

氏名又は名称	炭本設備
事業所の所在地	姫路市大津区新町二丁目 54 番地 10
指定番号	第 658 号
届出年月日	令和 8 年（2026 年）5 月 25 日
取消年月日	令和 8 年（2026 年）5 月 13 日

姫路市上下水道局告示第 35 号

令和 8 年 6 月 12 日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定に基づき、下記の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年姫路市水管規程第 8 号）第 5 条第 2 号の規定により告示する。

記

事業を廃止する者の名称等及び廃止年月日

氏名又は名称	炭本設備
事業所の所在地	姫路市大津区新町二丁目 5 4 番地 1 0
指定番号	第 7 7 0 号
届出年月日	令和 8 年（2026 年）5 月 2 5 日
廃止年月日	令和 8 年（2026 年）5 月 1 2 日

姫路市上下水道局告示第 36 号

令和 8 年 6 月 12 日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

姫路市下水道排水設備工事施工業者の指定の取消しについて

下記の姫路市下水道排水設備工事施工業者を取り消したので、姫路市下水道排水設備工事施工業者指定規程（令和 4 年姫路市上下水道局管理規程第 17 号）第 22 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

記

指定を取り消した者の名称等及び取消年月日

氏名又は名称	株式会社ダイヤ工業
事業所の所在地	神戸市西区福吉台二丁目 25 番地の 20
指定番号	第 580 号
届出年月日	令和 8 年（2026 年）6 月 8 日
取消年月日	令和 8 年（2026 年）6 月 9 日

姫路市上下水道局告示第 37 号

令和 8 年 6 月 12 日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定に基づき、下記の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年姫路市水管規程第 8 号）第 5 条第 2 号の規定により告示する。

記

事業を廃止する者の名称等及び廃止年月日

氏名又は名称	株式会社ダイヤ工業
事業所の所在地	神戸市西区福吉台二丁目 25 番地の 20
指定番号	第 512 号
届出年月日	令和 8 年（2026 年）6 月 8 日
廃止年月日	令和 8 年（2026 年）6 月 8 日

姫路市上下水道局告示第 38 号

令和 8 年 6 月 1 2 日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始について

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、令和 8 年（2026 年）6 月 1 2 日から 2 週間姫路市上下水道局経営管理部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

記

1 公共下水道の供用開始

- (1) 供用を開始すべき年月日 令和 8 年（2026 年） 6 月 2 6 日
- (2) 下水を排除すべき区域 別記表示の区域
- (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置 別記表示の区域内
- (4) 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 別記表示のとおり

2 終末処理場による下水の処理開始

- (1) 下水の処理を開始すべき年月日 令和 8 年（2026 年） 6 月 2 6 日
- (2) 下水を処理すべき区域 別記表示の区域
- (3) 下水の処理を開始しようとする前項の公共下水道の終末処理場の位置及び名称
姫路市飾磨区今在家 1 3 5 1 番地 2 2 中部終末処理場

別記

御立東四丁目（分流式）、北平野五丁目（分流式）、砥堀（分流式）、書写（分流式）、北八代一丁目（合流式）

姫路市上下水道局告示第 39 号

令和 8 年 6 月 12 日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始について

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、令和 8 年（2026 年）6 月 12 日から 2 週間姫路市上下水道局経営管理部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

記

1 公共下水道の供用開始

- | | | |
|--------------------------------|----------------|----------|
| (1) 供用を開始すべき年月日 | 令和 8 年（2026 年） | 6 月 26 日 |
| (2) 下水を排除すべき区域 | 別記表示の区域 | |
| (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 別記表示の区域内 | |
| (4) 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | | 分流式 |

2 終末処理場による下水の処理開始

- | | | |
|---|--------------------------|----------|
| (1) 下水の処理を開始すべき年月日 | 令和 8 年（2026 年） | 6 月 26 日 |
| (2) 下水を処理すべき区域 | 別記表示の区域 | |
| (3) 下水の処理を開始しようとする前項の公共下水道の終末処理場の位置及び名称 | 姫路市白浜町丙 5 8 5 番地 東部終末処理場 | |

別記

北原

姫路市上下水道局告示第 40 号

令和 8 年 6 月 12 日

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始について

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、令和 8 年（2026 年）6 月 12 日から 2 週間姫路市上下水道局経営管理部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

記

1 公共下水道の供用開始

- | | | |
|--------------------------------|----------------|----------|
| (1) 供用を開始すべき年月日 | 令和 8 年（2026 年） | 6 月 26 日 |
| (2) 下水を排除すべき区域 | 別記表示の区域 | |
| (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 別記表示の区域内 | |
| (4) 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | | 分流式 |

2 終末処理場による下水の処理開始

- | | | |
|---|----------------------------|----------|
| (1) 下水の処理を開始すべき年月日 | 令和 8 年（2026 年） | 6 月 26 日 |
| (2) 下水を処理すべき区域 | 別記表示の区域 | |
| (3) 下水の処理を開始しようとする前項の公共下水道の終末処理場の位置及び名称 | 姫路市網干区興浜 2093 番地 揖保川浄化センター | |

別記

勝原区宮田、勝原区大谷